

社会福祉法人古河市社会福祉協議会 児童・生徒のボランティア活動事業実施要項

(目的)

第1条 小・中学校および高等学校の児童・生徒を対象として、社会福祉への理解と関心を高め、ボランティア活動の実践、社会連帯の精神を養成するため、児童・生徒のボランティア活動事業協力校を指定し、児童生徒を通じて家庭および地域社会の啓発を図ることを目的とする。

(事業の実施主体)

第2条 社会福祉法人 古河市社会福祉協議会

(協力校の指定)

第3条 古河市社会福祉協議会(以下「社協」という。)は、関係機関と協議し、小学校・中学校および高等学校等から、児童・生徒のボランティア活動事業協力校(以下「ボランティア協力校」という。)として指定する。

2 ボランティア協力校の指定期間は、1ヵ年とする。

3 社協は、予算の範囲内においてボランティア協力校に対し、その活動に要する経費として、助成金を交付するものとする。

(ボランティア協力校の活動)

第4条 ボランティア協力校における活動は、それぞれの学校と地域の実情にあわせて独自の工夫と計画に基き概ねつぎのような活動をする。

- (1) 福祉講演会、映画会、展示会などによる啓発活動
- (2) 社会福祉についての調査活動
- (3) 地域社会で生活している高齢者・障がい児(者)などに対するボランティア活動
- (4) 社会福祉施設への訪問、見学およびボランティア活動
- (5) 社会福祉関係行事への参加およびボランティア活動
- (6) 学校(学級)新聞特集号などの作成および配布等の広報活動
- (7) 体育祭・文化祭などの学校行事へ高齢者などを招待する活動
- (8) 協力校相互間の交流および学習活動
- (9) 家庭、地域社会への啓発活動
- (10) その他必要な活動

(社協の役割)

第5条 この事業を推進するため、ボランティア協力校、関係機関との連絡調整につとめる。

- 2 社会福祉団体、社会福祉施設と協力し、児童・生徒のボランティア活動の場の開拓と受け入れの促進および必要な連絡調整をはかる。
- 3 関係資料の作成・情報の提供を行なう。
- 4 その他、必要な事業を行なう。

(ボランティア協力校の推薦と決定)

第6条 社協会長は、管内小学校、中学校および高等学校等の中からボランティア協力校を選定し、別紙様式による推薦書を提出する。この場合、小学校、中学校については市町村教育委員会、高等学校については、茨城県教育委員会と協議するものとする。

- 2 社協会長がボランティア協力校を決定した場合は、ボランティア協力校学校長に通知する。

(その他)

第7条 その他、必要な事項は別に定める。

付則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。